限る。以下本項において同じ。）及び電気通信術（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場合に限る。以下本項において同じ。）の教員数については、次によるものとする。

㈠　専門職大学設置基準、短期大学設置基準、専門職短期大学設置基準又は高等専門学校設置基準による専門科目の専任教員のうち半数は、別表第一号及び別表第二号に掲げる基礎専門教育科目、外国語（英語）及び電気通信術を担当するものであること。ただし、この教員中には、教授又は准教授を含まなければならないものとする。

［㈡～㈥　略］

［2　略］

［六・七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百二十号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第六十一条第一項第三号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百九号（登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前			改正後		
講義内容	教材に含める事項	講義時間	講義内容	教材に含める事項	講義時間
一　［同上］ 1　［同上］			一　伝送交換技術に係る講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間は、次のとおりとする。 1　伝送交換設備及びその管理に関する科目		
［同上］		二時間	［略］		二時間四十分
二　設備管理一般			二　設備管理一般		
ア　設備管理の概要	(1)　目標値管理（サービス管理値、設備管理値等） (2)　信頼性理論（信頼度、保全度、MTBF、MTTF、MTTR、故障率、アベイラビリティ、バスタブ曲線等） ［(3)　同上］ (4)　品質マネジメントシステム（ISO9001、JIS Q 9001等） (5)　ITサービスマネジメントシステム（ISO／IEC20000、JIS Q 20000等）		ア　設備管理の概要	(1)　目標値管理 (2)　信頼性理論 ［(3)　略］ (4)　品質マネジメントシステム (5)　ITサービスマネジメントシステム	
イ　通信品質	(1)　接続品質（接続遅延時間等） (2)　伝送品質（平均パケット遅延、IPパケット損失率・誤り率等） (3)　安定品質（MTBF、MTTF、MTTR等） ［新設］		イ　通信品質	(1)　接続品質 (2)　伝送品質 (3)　安定品質 通話品質 総合品質 (4)　(5)	